

(続紙 1)

| | | | |
|------|--------------------------------|----|-------|
| 京都大学 | 博士 (法 学) | 氏名 | 土井 崇弘 |
| 論文題目 | ハイエクの伝統論の再構成—日本文化のなかでの自由社会の擁護— | | |

(論文内容の要旨)

本論文は、日本の伝統的な法文化・法意識とのずれが指摘されるわが国の西洋由来の法制度のあり方につき、その改革を進めていくための理論的視座を得るため、伝統・文化を重視しつつも自由社会を支持する立場を貫くF・A・ハイエクの伝統論を再構成することを通じ、日本文化を考慮した自由社会擁護論を展開することを試みるものである。

序論において、本論文の問題意識および全体の構成について説明がなされた後、本論文の考察の準備作業として、第I部「伝統重視の自由社会擁護論」の2つの章において、自由主義と共同体論という対照的な立場に立ちつつも、設計主義や啓蒙的合理主義に対し批判的にかつ伝統を重視するという点で共通するハイエクとA・マッキンタイアの見解が詳細に比較検討され、それを通じてハイエクの見解の特徴が析出される。すなわち、マッキンタイアは、(1) 伝統理解については、共同体の社会的実践や道徳的生活と密接に関連する「厚い伝統」観に依拠して知的探究の伝統を重視し、(2) 共同体理解については、厚い伝統が形成・適用される小さな共同体を主に念頭に置き、(3) 伝統の発展に関しては、他の伝統との対決の中での比較を通じてのその発展を強調し、(4) 自由社会と伝統の両立可能性については、厚い伝統に基づく善構想を抜きにしては自由社会は維持できないと主張する。これに対し、ハイエクは、(1) 単一の共通目的に従属しない多元的社会を想定した「薄い伝統」観を基礎に、淘汰の産物であって進化の過程にある抽象的な行為ルールからなるものとして伝統を捉え、(2) リバタリアニズムのそれとも親和的な、成員の価値観の同質性を前提としない大きな共同体を自己の理論の基礎に据え、(3) 自生的秩序論の観点から一つの共同体の内部での内在的批判に基づく伝統の発展を説き、(4) 行為ルールとしての伝統を明文化した法の下での自由を確保するために法の支配論を唱え、自由社会と伝統とは両立可能であるとする。また、自由社会と伝統との両立可能性に関連して、伝統を重視しつつ啓蒙主義的合理主義を批判する論者としてM・オークショットの見解も検討されるが、個人の自由を高く評価するハイエクの立場との違いが強調される。

第II部「文化的文脈を考慮した人権論」の5つの章においては、自由と伝統とが両立可能であることを示す論証方法の手がかりを求め、考察対象を人権論に限定し、そこで展開される諸々の見解の立論方法に分析が加えられる。ここで取り上げられるのは、何らかの形で文化的文脈を考慮に入れる種々の人権論であるが、それらは、

(1) J・ドネリーの強い普遍主義やD・ミラーの人道主義的戦略のように、人権の普遍性を基本に据えつつも、各社会での文化的文脈の考慮をそこに加えることで、多様な取り扱いを認める普遍的価値重視型アプローチの人権論と、(2) それとは逆に、

A・A・アッナイムの構成的アプローチやD・ベルの地域知重視型人権論のように、各社会の文化的文脈の考慮を基本にしつつ、そこから人権の普遍性との両立可能性を探ろうとする文化的文脈重視型アプローチの人権論とに区分けされる。その上で、マッキンタイアの知的探究の伝統論が、後者の基礎理論の性格を有していることが指摘される。

第Ⅲ部「日本文化を考慮した自由社会擁護論」の4つの章では、日本文化の伝統・文化を考慮しつつ自由社会を支える根本的な観念・制度原理の擁護が図られる。最初に、日本文化の特徴として、まず構造面では、「空」を社会の中心に置くことで対立する諸力の調和を維持する中空均衡構造が、次に方法面では、外来文化を輸入・修正して自身の文化を発展させる輸入・修正型文化が、最後に内容面では、他者の判断を基準に自己の行動指針を定める状況重視型の相対的道德が、それぞれ指摘される。次いで、日本文化のこれらの特徴に適合的な理論として、まず中空均衡構造という構造面の特徴については、ハイエクの伝統論の他、アッナイムの構成的アプローチやオークショットの伝統論が、次に輸入・修正型文化という方法面の特徴については、文化的文脈重視型アプローチやマッキンタイアの伝統間比較論が、それぞれ挙げられる。そして、最後に状況重視型の相対的道德という内容面の特徴については、マッキンタイアの小さな共同体論が適合的な理論として容易に想起されるものの、それでは自由社会擁護が困難になるとして、A・スミスの同感論も手掛かりにしつつ、またオークショットの見解との比較も交え、ここでハイエクの伝統論に再構成が施され、彼の理論においても伝統間比較論の展開は可能であるとの見方を引き出すことにより、状況重視型の相対的道德にハイエクの見解も適合的であるとの見通しを立てる。

結語では、ハイエクの伝統論の再構成を含む以上の検討を踏まえ、リバタリアニズムの諸見解も参照しながら、日本文化を考慮した自由社会擁護論として、国家または政府は個々人が追求すべき生き方に関与すべきではなく、個人の自由を保障するために共同体の成員に強制すべきルールは何かという問題にのみかかわるべきであると結論付ける。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本の伝統的な法文化・法意識とのずれが指摘されるわが国の西洋由来の法制度のあり方について、その改革を進めていくための理論的視座を得るため、自由の普遍的価値と伝統・文化の社会文脈性とは両立可能であるとの考えの下、伝統・文化を重視しつつも自由社会を支持する立場を貫くF・A・ハイエクの「行為ルールとしての伝統」論を再構成することを通じて、日本文化を考慮した自由社会擁護論を展開することを試みるものである。

本論文の第一の学術的意義は、ハイエクとA・マッキンタイアという、伝統を重視する点では共通するものの、自由主義と共同体論というかなり異質な思想をもつ両者を比較することを通じて、伝統・文化の強調と相容れる自由社会擁護論を目指すという独特のアプローチを採っている点にある。伝統・文化を重視する見解は一般的に自由社会への異論であると理解されがちであるものの、本論文は、そうした先入見を一貫して排し、自由の普遍的価値との両立が可能な伝統・文化の概念を模索し、伝統・文化の社会的諸相を丹念に分析するとともに、社会秩序のあり方を構想しそれを論証する上で伝統・文化にどのような位置づけが与えられているかについて、数々の論者の見解にあたって詳細に検討を加えている。

本論文の第二の学術的意義は、日本社会という特定の伝統・文化の文脈に即した自由社会擁護論の展開を目指しているという点にある。結論としてはリバタリアニズムの発想に近い立場が採られており、これについては今後の検討が求められるところであるが、伝統・文化の意義を考慮に入れた社会秩序の基礎理論や人権論を数多く取り上げ、それらの立論方法を参照しつつ、さらに日本文化論にもあえて踏み込みながら、日本社会のあり方に適った自由社会擁護論を展開し、一定の結論に到達していることは、これによってこの問題に関する議論が収束するわけではないとはいえ、こうした研究が今後も続けられる場合に先駆的な意味をもちうるであろう。

本論文には、章によって論述内容の粗密の差が大きいこともあって、全体の議論の流れがつかみにくい部分がある上に、合理論と経験論の間でのハイエクの見解の位置づけにおいて一貫しない点が見られるものの、それらのことは、日本社会の構造・方法・内容上の特徴をふまえてハイエクの伝統論を再構成し、それによって日本社会のあり方に合致した自由社会擁護論を展開しようと試みる本論文の学術的意義を損なうものではない。

よって、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものと認められる。また、令和元年12月26日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。